

ねんきん通信

【国民年金保険料を納めるのが困難なとき】

国民年金制度は、20歳以上60歳未満の全ての方が加入する制度です。老後の老齢基礎年金のほか、万が一のときの障害基礎年金や遺族基礎年金が受け取れます。

国民年金保険料（平成19年度：月額14,100円）の支払いが経済的に困難な場合は、下記の制度の手続きをおすすめします。

自営業・無職などの方は 「保険料免除・一部納付制度」 の手続きを!

前年所得が一定額以下で、収入がなく保険料が納められない方や、保険料を全額納めるのが困難な方は、市区町村の国民年金担当窓口申請して、社会保険事務所で承認されると、保険料の全額もしくは一部が免除されます。

対象となる方

- ①前年所得（収入）が少なく保険料の納付が困難な方
- ②申請される年度または前年度に退職、事業の廃止、また災害等により保険料の納付が困難な方
- ③障害または寡婦の方で前年所得が125万円以下の方
- ④生活保護法による生活扶助以外の扶助を受けている方
- ⑤特別障害給付金を受けている方

● 全額免除

免除される額
14,100円

● 4分の1納付

納付する額
3,530円

免除される額
10,570円

● 半額納付

納付する額
7,050円

免除される額
7,050円

● 4分の3納付

納付する額
10,580円

免除される額
3,520円

❗ ご注意ください

- 保険料の免除制度には、所得制限があります。
- 申請手続きは原則毎年必要です。
- 全額免除や一部納付の期間がある場合は、保険料を全額納付したときと比べ、将来の老齢基礎年金の額が少なくなります。そこで、これらの納付免除および猶予等を受けた期間の保険料は、10年以内であれば、後から納付すること（追納）ができます。（ただし、免除および猶予等を受けた年度から起算して3年度目以降に追納すると、当時の保険料に経過期間に応じた加算額が上乗せされます。）

30歳未満の方は 「若年者納付猶予制度」の手続きを! 30歳未満の方に限り利用できる制度です。

就職が困難あるいは失業などにより所得が少なく、保険料の納付が困難なときは、市区町村の国民年金担当窓口申請し、社会保険事務所で前年の所得などを審査して、承認を受けると、その期間の保険料の納付が猶予されます。

対象となる方

- ①30歳未満の方
- ②前年所得（収入）が少なく保険料の納付が困難な方
- ③申請される年度または前年度に退職、事業の廃止、また災害等により保険料の納付が困難な方

学生の方は 「学生納付特例制度」の手続きを!

在学期間中の保険料を社会人になってから納めることができる制度です。

学生で所得がない場合や少ないことにより、保険料を納めるのが困難なときは、市区町村の国民年金担当窓口申請し、社会保険事務所で前年の所得などを審査して、承認を受けると、その期間の保険料の納付が猶予されます。

対象となる学生

大学（大学院）、短大、高等学校、高等専門学校、専修学校および各種学校（※1）などに在学する20歳以上の学生等（※2）で、学生本人の前年所得が118万円以下の方。

（※1）各種学校の学生は就業年限が1年以上の課程に在学していれば対象となります。

（※2）夜間部、定時制課程、通信制課程の学生も対象となります。

☎四日市社会保険事務所 ☎059-353-5513